

令和6年度坂井市危険ブロック塀除却支援事業

市内の通学路に面する危険ブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、児童又は生徒をはじめとする歩行者の安全を図ることを目的に危険ブロック塀の除却・建替えに要する費用の一部補助を行います。

補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

- 1) 市内に存する危険ブロック塀の所有者
- 2) 坂井市税を滞納していない者

対象となる事業

次に掲げる要件をすべて満たす危険ブロック塀の除却又は建替えにかかる費用（擁壁、門柱の除却にかかる費用を除く。）

- 1) 通学路に面するレンガ造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀であること
- 2) 高さが80センチメートル以上あること
- 3) 安全点検チェックリストによる耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されるもの。
- 4) 坂井市内の施工業者等（市内で事業を営む個人事業者を含む）が除却又は建替えする工事であること
- 5) 建替えの場合、建替え後の塀に県産材を使用していること。
- 6) 同一敷地内で当該補助金の支給を受けていないこと。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 7) 令和7年1月31日までに完了する見込みがある除却工事であること

補助金の額

- 1) 危険ブロック塀の除却
次に掲げるいずれか低い額（上限20万円）※千円未満切り捨て
ア. 除却に要する経費の3分の2
イ. 除却する危険ブロック塀の総延長×8万円/メートルの3分の2
- 2) 危険ブロック塀の建替え
次に掲げるいずれか低い額（上限60万円）※千円未満切り捨て
ア. 除却および建替えに要する経費の3分の2
イ. 除却する危険ブロック塀の総延長×8万円/メートルの3分の2

募集件数

- 除却：10件（抽選）
建替え：1件（抽選）

抽選申込受付期間

令和6年5月7日（火）～令和6年5月24日（金）午後5時必着

※上記期間中に、坂井市役所本庁2階の都市計画課までお越しいただき、抽選会のお申込みをお願いいたします。

※お申し込み時に、ブロック塀の写真があるとスムーズに受付ができます。

※受付後に「抽選受付番号通知書」をお渡しいたします。

抽選会

日時：令和6年5月27日（月）午前10時

場所：坂井市役所本庁 多目的棟1階 交流ホール

※抽選は公開で職員が行います。申請者は出席不要ですが、希望する方は会場に入室可能です。

※当選者の発表はホームページで行い、当選者へはお電話にてご連絡いたします。

※当選しなかった場合も、年度内は「抽選受付番号通知書」を保管しておいてください。

補助金交付申請方法

当選後、申請書と下記の添付書類をご提出ください。その際に、ブロック塀に面する道路が通学路に該当するかを確認いたします。もし、危険ブロック塀に該当しない場合は、当選取消となる場合がありますので、ご了承ください。

～申請に必要な提出書類～

- ①工事概要書
- ②工事の見積書の写し
- ③安全点検チェックリスト★
- ④現況写真（全景・拡大写真等）
- ⑤位置図
- ⑥工事の内容がわかる図面（配置図、立面図、構造図等）
- ⑦危険ブロック塀の所有者が確認できる書類（固定資産税評価証明書等）
- ⑧個人情報の取り扱いに関する同意書★
- ⑨誓約書★
- ⑩その他市長が必要と認める書類

（★印の様式については、都市計画課窓口もしくは市ホームページにあります。）

提出先

坂井市坂井町下新庄 1-1 坂井市建設部都市計画課（TEL0776-50-3052）